

紋別市における新制度の保育料（案）について

幼児期の教育及び保育、地域の子育て支援を総合的に進める「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」という。）は、平成27年4月から施行されることとなりましたので、市は実施主体として、現時点における新制度の保育料（案）をお示しします。

1 本市における教育・保育施設等のポイント

- 幼稚園と保育所のいいところをひとつにした「認定こども園」の普及を図る。
※ 市内の幼稚園3施設すべてが認定こども園に移行する予定です。
- 小規模保育などの保育の場を増やし、子育てしやすい、働きやすい社会にする。
※ 新規開設1施設が小規模保育事業を開設する予定です。
- 幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める。
※ パート就労者（48時間以上/月）の利用促進、育児休業取得時の利用継続など、保育の必要性の基準を緩和するほか、認定こども園においても地域の子育て支援を実施します。

2 支給認定区分と対象施設について

支給認定区分	対象	認定時間	対象施設
1号認定子ども	満3歳以上 (教育のみ)	教育標準時間※1	認定こども園(教育部分)、幼稚園※4
2号認定子ども	満3歳以上 (保育が必要)	保育標準時間※2 保育短時間※3	認定こども園(保育部分)、保育所
3号認定子ども	満3歳未満 (保育が必要)	保育標準時間※2 保育短時間※3	認定こども園(保育部分)、保育所、 地域型保育(小規模保育ほか※5)

※1 「教育標準時間」とは、4時間を標準として各園で定める時間です。

※2 「保育標準時間」とは、最長11時間のうち保育が必要な時間です。（120時間以上/月の保護者の就労等）

※3 「保育短時間」とは、最長8時間のうち保育が必要な時間です。（48時間以上/月の保護者の就労等）

※4 新制度に移行しない（私学助成を受ける）幼稚園は、各園が保育料を設定します。（各園により保育料等が異なります。）

※5 地域型保育には、小規模保育（A型・B型・C型）、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4種類があります。

3 新制度の対象となる施設一覧

平成27年4月から新制度へ移行する予定の施設は、次のとおりです。(3月18日現在)

認定	施設区分	現在の施設名 (一部で名称が変わります)	所在地	対象年齢※1
1号 2号 3号	認定こども園	紋別中央保育園・紋別大谷幼稚園 (幼保連携型)	幸町1丁目	生後57日目～5歳
1号 2号		紋別藤幼稚園 (幼稚園型)	花園町5丁目	3歳～5歳
		紋別幼稚園 (H27.4～幼稚園型へ移行予定)	花園町2丁目	3歳～5歳
2号 3号	認可保育所	紋別保育所	落石町1丁目 (H27.4 新築移転)	生後10か月～5歳
		みどり保育所	緑町5丁目	生後10か月～5歳
		渚滑保育所	渚滑町4丁目	生後10か月～5歳
3号	小規模保育所	紋別南保育園(仮称)【H27新設】	南が丘町5丁目	生後57日目～2歳

※1 対象年齢は平成27年4月1日時点の満年齢です。

4 保育の必要性の認定(2号・3号認定の場合)

新制度の「保育を必要とする事由」は、次のいずれかに該当することが必要です。
(太字は、紋別市独自基準です。)

- ① 月に48時間以上(概ね週3日以上で1日4時間以上)の就労
- ② 妊娠、出産
- ③ 保護者の疾病、障害
- ④ 同居または長期入院している親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動(起業準備を含む。)
- ⑦ 就学(職業訓練学校等における職業訓練を含む。)
- ⑧ 虐待やDV(ドメスティックバイオレンス)のおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得中すでに入所中の子どもの継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として市が認める場合

5 保育料の基本的な考え方について

本市が定める新制度の保育料は、国の利用者負担の考え方を基本に、保育料を負担する保護者の視点、教育及び保育を提供する事業者の視点、施設型給付や地域型保育給付を行う行政の視点を踏まえ、次の基本的な考え方に基づき設定します。

(1) 応能負担とします。

国は、「新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定める（応能負担）」としており、本市においても応能負担とします。

(2) 国が定める水準を限度とします。

国は、「現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定める」としており、国が政令で定める額を限度とします。

(3) 市内施設の保育料等を分析して設定します。

国は、平成25年2月に実施した幼稚園及び保育所等の経営実態調査の結果をもとに、国の利用者負担のイメージ（全国平均保育料）を作成しており、本市においても、市内の幼稚園及び保育所の保育料や入園料等を基に設定します。

(4) 階層区分の税額を市民税額とします。

国は、現行の階層区分を基本として、市町村民税額を基に階層区分を設定するとしており、本市においても階層区分の税額を市民税額とします。

（2号・3号のC2階層以上の保育料は、所得税額から市民税所得割額に変更）

(5) 階層区分は、1号は5階層、2号・3号は25階層で設定します。

新たに設定する1号認定子どもの階層区分は、国と同じく5階層とします。

また、保育所の保育料は、これまで国の8階層を25階層に細分化しており、2号・3号認定子どもの階層区分は、現行と同じく25階層とします。

(6) 保育標準時間・短時間の区分の料金を設定します。

国は、保育短時間の利用者負担を保育標準時間の利用者負担の▲1.7%としており、本市においても、保育短時間保育料を保育標準時間保育料の概ね▲1.7%として設定します。

また、保育短時間の利用時間については8時30分から16時30分までの8時間とし、一時的に利用時間内の8時間を超える保育を利用する場合には、保育標準時間の月額保育料を上限額に、30分間あたり50円の利用率とします。

なお、保育標準時間の月額保育料に達した場合、当該月の間に限り、保育標準時間の保育を受けられることとします。

(7) 認定区分ごとの保育料を同額とします。

国は、1号・2号・3号の認定区分ごとに利用者負担を設定しており、本市においても、施設や事業の種類を問わず、1号・2号・3号の認定区分ごとの保育料を同額とします。

※1号～認定こども園（教育部分）及び新制度に移行する幼稚園が同額

2号～認定こども園（保育部分）及び保育所が同額

3号～認定こども園（保育部分）、保育所及び地域型保育（小規模保育等）が同額

6 保育料の軽減策について

(1) 国の基準（案）の利用者負担から保育料を軽減します。

市は、子育て世代の保育料負担をできるだけ軽減するため、国の基準（案）の利用者負担区分の8階層から25階層に細分化して、保護者の保育料を軽減します。

なお、1号認定子どもの保育料は、新規設定となります。

国基準（案）からの平均軽減額（月額） （第2階層以上）	1号認定子ども	7,050円
	2号・3号認定子ども	9,002円

(2) 多子世帯の保育料を軽減します。

- ① 1号認定子どもは、幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料とします。
- ② 2号・3号認定子どもは、小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料とします。

(3) 低所得世帯の保育料を軽減します。

- ① 第1階層（生活保護世帯）の保育料を無料とします。
- ② 2号・3号認定において、第2階層（市民税非課税世帯）及び第3階層に該当し、かつ、母子世帯、父子世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯、生活保護法に定める要保護者等と同等に困窮していると市長が認めた世帯のどれかに該当する場合に、第2階層の保育料を無料とし、第3階層（2号・3号はC1～C3）は保育料を1,000円減じた額とします。

(4) 寡婦（寡夫）控除をみなし適用し、保育料を軽減します。

婚姻歴のないひとり親家庭を対象に、税法上の寡婦（寡夫）控除が適用されたものとみなし、保育料を算定します。

(5) 旧年少扶養控除の経過措置を設定します。

新制度では、現在行っている旧年少扶養控除に係る再計算は行わないこととなりますが、既に入園している子どもが卒園するまでの間に限り、現行の取扱いを行う経過措置を設定します。

7 平成27年度保育料（案）～現時点の仮保育料について

(1) 1号認定子ども保育料（案）

満3歳以上（教育のみ）のお子さんが、認定こども園（教育部分）又は新制度に移行する幼稚園を利用する場合の保育料（案）です。

本市の平成27年度1号認定子ども保育料(案)～月額(円)				(参考)国基準(案)
階層区分	定義	推定年収	紋別市の保育料(案)	国基準の保育料(案)
1	生活保護世帯		0	0
2	市民税非課税世帯 (所得割が非課税の世帯を含む)	～270万円	0	3,000 (1,500)
3	市民税の所得割額 77,100円以下	～360万円	7,700 (3,850)	16,100 (8,050)
4	市民税の所得割額 211,200円以下	～680万円	12,100 (6,050)	20,500 (10,250)
5	市民税の所得割額 211,201円以上	680万円～	17,300 (8,650)	25,700 (12,850)

※ 上表の（ ）の金額は2人目の保育料（半額）

(注)

- ① 新制度への円滑な移行に向けて現時点（平成27年3月18日）の仮保育料（月額）をお示しするもので、最終的に平成27年度の予算編成を経て確定します。
- ② この保育料（案）は、通常の保育料のほか、入園料を含んでいます。このほかに、給食費（主食費+副食費）、通園費（バス代）、制服代、園外活動費、保護者会費などの実費徴収や、園によっては上乗せ徴収が必要となる場合があります。
- ③ 幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額（（ ）内の金額）、3人目以降は無料となります。
- ④ 階層区分は、4月～8月は前年度分の市民税、9月～翌年3月は当年度分の市民税により決定する予定ですので、8月以前と9月以降で保育料が異なることがあります。
- ⑤ 推定年収は、夫婦（片働き）と子ども2人のモデル世帯の場合のおおまかな目安になります。
- ⑥ 5階層の保育料は、市内私立幼稚園の保育料、入園費（3年分）を月額換算した平均保育料を参考に設定しています。（給食費、通園費（バス代）、制服代等を除く。）

※ 新制度に移行しない（現行の私学助成を受ける）幼稚園の保育料は、従前と同様に各園が設定することになります。（各園により保育料、入園料、教材費、暖房費、施設費、給食費、通園費、制服代等は異なります。）

(2) 2号認定子ども保育料(案)

満3歳以上(保育が必要)のお子さんが、認定こども園(保育部分)、保育所を利用する場合の保育料(案)です。

本市の平成27年度2号認定子ども保育料(案)～月額(円)					(参考)国基準(案)			
階層区分	定義	推定年収	3歳以上		3歳以上			
			標準時間	短時間	標準時間	短時間		
1	A	生活保護世帯	0	0	0	0		
2	B	市民税非課税世帯	～260万円	6,000	5,900	6,000	6,000	
3	C1	市民税均等割のみ	～330万円	12,700	12,500	16,500	16,300	
	C2	24,300円未満		14,700	14,500			
	C3	48,600円未満		16,500	16,200			
4	市民税の所得割額	D1	～470万円	57,000円未満	17,600	27,000	26,600	
		D2		65,000円未満	19,200			18,900
		D3		73,000円未満	21,000			20,600
		D4		81,000円未満	23,000			22,600
		D5		89,000円未満	25,000			24,600
		D6		97,000円未満	27,000			26,500
5	市民税の所得割額	D7	～640万円	114,400円未満	30,100	41,500	40,900	
		D8		125,800円未満	32,700			32,100
		D9		140,200円未満	35,500			34,900
		D10		154,600円未満	36,600			36,000
		D11		169,000円未満	36,600			36,000
6	市民税の所得割額	D12	～930万円	195,400円未満	41,900	58,000	57,100	
		D13		221,800円未満	41,900			41,200
		D14		248,000円未満	41,900			41,200
		D15		274,600円未満	41,900			41,200
		D16		301,000円未満	41,900			41,200
7	市民税の所得割額	D17	～1130万円	333,000円未満	41,900	77,000	75,800	
		D18		365,000円未満	41,900			41,200
		D19		397,000円未満	41,900			41,200
8	D20	397,000円以上	1130万円～	41,900	41,200	101,000	99,400	

(注)

- ① 新制度への円滑な移行に向けて現時点(平成27年3月18日)の仮保育料(月額)をお示しするもので、最終的に平成27年度の予算編成を経て確定します。
- ② この保育料(案)は、通常の保育料のほか、給食費(副食費)、教材費、暖房費、施設費を含んだ金額です。このほかに、給食費(主食費)、園外活動費、保護者会費などの実費徴収や、園によっては上乗せ徴収が必要となる場合があります。
- ③ 0歳から小学校就学前までの範囲において通園している兄弟姉妹がいる場合、最年長の児童から順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。
- ④ 母子世帯、父子世帯、在宅の障がい児(者)のいる世帯等の保育料は、B階層は無料となり、C1～C3階層までそれぞれの金額から1,000円減額となります。
- ⑤ 階層区分は、4月～8月は前年度分の市民税、9月～翌年3月は当年度分の市民税により決定する予定ですので、8月以前と9月以降で保育料が異なることがあります。

(3) 3号認定子ども保育料(案)

満3歳未満(保育が必要)のお子さんが、認定こども園(保育部分)、保育所又は地域型保育(小規模保育、事業所内保育等)を利用する場合の保育料(案)です。

本市の平成27年度3号認定子ども保育料(案)～月額(円)					(参考)国基準(案)			
階層区分	定義	推定年収	3歳未満		3歳未満			
			標準時間	短時間	標準時間	短時間		
1	A	生活保護世帯	0	0	0	0		
2	B	市民税非課税世帯	～260万円	9,000	8,800	9,000	9,000	
3	C1	市民税均等割のみ	～330万円	15,700	15,400	19,500	19,300	
	C2	24,300円未満		17,700	17,400			
	C3	48,600円未満		19,500	19,200			
4	市民税の所得割額	D1	～470万円	57,000円未満	20,300	30,000	29,600	
		D2		65,000円未満	21,900			21,500
		D3		73,000円未満	23,700			23,300
		D4		81,000円未満	25,700			25,300
		D5		89,000円未満	27,700			27,200
		D6		97,000円未満	30,000			29,500
5	市民税の所得割額	D7	～640万円	114,400円未満	31,200	44,500	43,900	
		D8		125,800円未満	34,400			33,800
		D9		140,200円未満	37,200			36,600
		D10		154,600円未満	40,200			39,500
		D11		169,000円未満	43,200			42,500
6	市民税の所得割額	D12	～930万円	195,400円未満	49,000	61,000	60,100	
		D13		221,800円未満	54,300			53,400
		D14		248,000円未満	56,900			55,900
		D15		274,600円未満	59,100			58,100
		D16		301,000円未満	61,000			60,000
7	市民税の所得割額	D17	～1130万円	333,000円未満	67,300	80,000	78,800	
		D18		365,000円未満	73,600			72,300
		D19		397,000円未満	80,000			78,600
8	D20	397,000円以上	1130万円～	104,000	102,200	104,000	102,400	

(注)

- ① 新制度への円滑な移行に向けて現時点(平成27年3月18日)の仮保育料(月額)をお示しするもので、最終的に平成27年度の予算編成を経て確定します。
- ② この保育料(案)は、通常の保育料のほか、給食費(主食費+副食費)、教材費、暖房費、施設費を含んだ金額です。このほか、園外活動費、保護者会費などの実費徴収や、園によっては上乗せ徴収が必要となる場合があります。
- ③ 0歳から小学校就学前までの範囲において通園している兄弟姉妹がいる場合、最年長の児童から順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。
- ④ 母子世帯、父子世帯、在宅の障がい児(者)のいる世帯等の保育料は、B階層は無料となり、C1～C3階層までそれぞれの金額から1,000円減額となります。
- ⑤ 階層区分は、4月～8月は前年度分の市民税、9月～翌年3月は当年度分の市民税により決定する予定ですので、8月以前と9月以降で保育料が異なる場合があります。